

自動販売機設置及び設置場所貸付に係る仕様書

1 公募対象

(1) 教育財産への自動販売機の設置者

対象となる自動販売機は、次のとおり。

1号機

(2) 貸付場所、貸付面積、基準貸付料（定額）及び販売品目

物件番号	貸付場所		
	阿南市宝田町今市中新開10の6 阿南光高等学校 本館1階		
	貸付面積	基準貸付料(定額)	販売品目
1号機	本体：W145cm×D95cm×H190cm 回収ボックス：W80cm×D85cm (2.06平方メートル)	年額 55,782円	飲料（缶・ペットボトルに限る）及び栄養補助食品
	その他		
	大規模災害発生時において、徳島県が必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置者の負担により無料で提供できる機能を備えている（停電時においても使用可能である）こと。 災害対応型であることを表示していること。		

※1 「**貸付面積**」には、本体設置面積のほか、回収ボックス設置面積を含む。なお、高さは参考表示である。回収ボックスは、教育財産管理者と協議のうえ設置すること。

※2 「**基準貸付料（定額）**」には、消費税及び地方消費税を含まない。また、「**年額**」とは、4月1日から翌年3月31日までの1年間の貸付料をいう。1年に満たない期間については、1年を365日とする日割計算により期間中の貸付料を求める。

※3 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合も考えられるため、必ず応募前に設置場所の現地確認をしておくこと。なお、現地確認を行う場合は、事前に徳島県立阿南光高等学校（0884-22-1408）まで連絡すること。

2 貸付期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（更新はできない。）

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置事業者の遵守事項

(1) 大きさ及び電力

① 自動販売機の大きさは、「**貸付面積**」以内とする。

② 電圧は交流100Vで稼動し、電力は1,500W以下、電流は15A以下に限る。

(2) 災害対応

① 大規模災害発生時において、徳島県教育委員会が必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置業者の負担により無料で提供できる機能を備えていること。

② ①の場合、停電時においても使用可能であること。

③ 災害対応型であることを表示していること。

(3) 環境対策

- ① 消費電力の低減に資するための最新技術等を導入した機種とする。
- ② HC（炭化水素）、又は、CO₂（二酸化炭素）、もしくは、HFO（R1234yf）を冷媒として採用している機種とする。

(4) 安全対策等

- ① 転倒防止「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付規準（2008年4月日本自動販売システム機械工業会、全国清涼飲料連合会、日本自動販売協会、日本自動販売機保安整備協会）」を遵守した措置を講じるものとする。
- ② 食品衛生「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

(5) 使用済み容器の回収

- ① 自動販売機に併設して、販売する飲料及び栄養補助食品の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを必要数設置する。
- ② 回収ボックスの規格
 - ・プラスチック製又は金属製とする。
 - ・容器回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済容器が溢れたり、周囲に散乱しないよう、十分な収容容積のものとする。
- ③ 使用済容器については、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など関係法令に基づいて適切に処理する。

(6) 自動販売機の設置及び管理運営

- ① 設置事業者において、商品の補充及び消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。
- ② 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を隨時行って自動販売機の維持管理に努めるほか、故障時には即時対応する。
- ③ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

4 販売商品の種類等

(1) 1号機

- ① 酒類を除く飲料（缶・ペットボトル）及び栄養補助食品の販売に限る。
- ② 標準販売価格以下とする。
- ③ 利用者の嗜好に幅広く対応できるよう、飲料は、水、お茶、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、スポーツドリンク等極力バラエティーに富んだ品揃えとする。また、栄養補助食品は、極力バラエティに富んだ品揃えとする。なお、飲料のみの販売、または栄養補助食品のみの販売はこれを認めない。

5 貸付料

(1) 「基準貸付料（定額）」の100分の110に相当する金額とする。1円に満たない額は切り捨てるものとする。

(2) 貸付料は、徳島県立阿南光高等学校が発行する納入通知書により、年度毎に徳島県立阿南光高等学校の指定する期日までに全額納入すること。貸付期間が1年に満たない端数があるときは1年を365日とする日割りをもって計算する。

6 売上料に係る貸付料

- (1) 「**売上料に係る貸付料率**」(落札に係るもの)に、売上報告金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、売上金額合計から消費税等相当額を除く額)を乗じた額の100分の110に相当する金額とする。1円に満たない額は切り捨てるものとする。
- (2) 「**売上料に係る貸付料**」は、徳島県立阿南光高等学校が発行する納入通知書により、四半期毎に徳島県立阿南光高等学校の指定する期日までに全額納入すること。

7 費用負担

(1) 設置及び撤去等

自動販売機の設置(電気、配線等)維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。
工事を必要とする場合には、徳島県立阿南光高等学校の指示に従うものとする。

(2) 電気料等

- ① 設置事業者自らが設置したメーター(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限る)により計測した電気使用量に基づき、徳島県の「行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の取扱いについて」の規定を準用して計算した額を設置事業者が負担する。
 - ② 徳島県立阿南光高等学校が発行する納入通知書により、各年度末又は自動販売機撤去時の徳島県立阿南光高等学校の指定期日までに全額納入すること。
- (3) 電気使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置事業者が負担する。なお、設置にあたっては徳島県立阿南光高等学校の指示に従うものとする。

8 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機等を撤去する場合は、原状に回復して徳島県立阿南光高等学校の確認を受けなければならない。

9 自動販売機設置に伴う事故

徳島県立阿南光高等学校の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

10 商品等の盗難及び破損

- (1) 徳島県立阿南光高等学校の責に帰することが明らかな場合を除き、徳島県立阿南光高等学校はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

11 参考データ

- (1) 令和3年4月から令和7年9月までの売上金額(自動販売機売上金額参照:栄養補助食品のみ)
- (2) 徳島県立阿南光高等学校の職員及び生徒数は約500人。